

この島は、ますます青く輝いていく。

# 宮古島市 「ふるさと納税寄附金」

求む！宮古島の応援団！！

ふるさと納税制度を活用して、宮古島を応援してください

● ふるさと納税は、ふるさとや思い入れのある市町村に寄附金を送ることのできる制度です。宮古島出身者だけでなく、「宮古島市を応援したい！！」という方であればどなたでもご活用できます。

ふるさと納税寄附をしていただくと・・・



① 寄附金の使いみちを選ぶことができます。

5つのコースから寄附金の使途を選び、まちづくりに参加できます。

② 寄附額に応じて税金（所得税・住民税）の控除が受けられます。

ふるさと納税をされた金額のうち、2千円を超える額について、税金の控除を受けることができます。

※詳しく裏面をご覧ください。



# ふるさと納税寄附金のご案内

求む！宮古の応援団！！～寄附の流れを説明します～

## ① 寄付の方法

手順  
1

「寄附申込書」を郵送又はFAXで表紙下のお問い合わせ先までお送りください。寄附申込書は宮古島市ホームページからダウンロードできる他、郵送にでも対応します。※寄附金用途を選択できます。（右記「②」へ）

手順  
2

「寄附申込書」に記載されている振込口座へ納入予定日付近での入金をお願いします。またその際の振込手数料のご負担をお願いします。※現金書留や市役所4階企画調整課での直接納付も可能です。

手順  
3

納付確認後に、宮古島市から「寄附金受領証明書」を送付します。これで手続き完了です。証明書は、寄附金による控除を受ける際に必要となりますので、保管しておいてください。（下記「③」へ）

## ② 寄附金用途の選択（以下の4つ＋市長お任せ）

寄附金の使いみちが選べます。下記の4つ（＋市長お任せ）から選び、申込書に記載してください。

### ① エコアイランド宮古島応援コース

地球にやさしい「エコアイランド宮古島」づくりに向けた活動展開の財源として使用します。

### ② スポーツアイランド宮古島応援コース

トライアスロン等のスポーツイベントや、各種キャンプ誘致等、スポーツに親しむことができる活動展開の財源として使用します。

### ③ がんずう（健康）応援コース

人とまち、自然を含めた健康づくりを推進する活動展開の財源として使用します。

### ④ 芸術・文化振興の宮古島応援コース

芸術・文化の振興を図り、市民生活及び活力ある宮古島の実現に向けた活動展開の財源として使用します。

### ⑤ 市長お任せコース

## ③ 確定申告（寄附金控除を受けるために必要です）

所得税・個人住民税の控除を受けるためには、所得税の確定申告が必要です。

ご入金の確認後、宮古島市から「寄附金受領証明書」を送付します。その証明書を添付して、寄附をした年分の確定申告を行ってください。

① 所得税の控除・・・確定申告の際、寄附をした年分の所得税から、一定金額が控除されます。

【所得税からの控除額】・・・ 寄附金額 － 2,000円 × 寄附者の所得税の限界税率

（限界税率とは、その方に課される所得税の最も大きな税率（5～40％）で、所得に応じてだんだん高くなります。）

② 住民税の控除・・・寄附の翌年度（確定申告後の6月賦課分）における個人住民税から、一定金額が控除されます。

【住民税基本控除額】・・・ 寄附金額 － 2,000円 × 10%

【住民税特例控除額】・・・ 寄附金額 － 2,000円 × 90% － 寄附者の所得税の限界税率

（住民税特例控除額には「住民税所得割の約2割まで」という限度額があります。）

※H28.4月現在

お問い合わせ先：〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里186番地 宮古島市役所企画政策部企画調整課  
TEL：0980（72）4878 FAX：0980（72）3795  
メールアドレス：pk.seisaku@city.miyakojima.lg.jp

